

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号—資産購入に係る変動支払」に対する当委員会からのコメント・レター

ASBJ 専門研究員 まき やすひろ
横 康弘

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から 2015 年 11 月に公表されたアジェンダ決定案「IAS 第 16 号『有形固定資産』及び IAS 第 38 号『無形資産』—資産購入に係る変動支払」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、2016 年 1 月にコメント・レターを送付している。本アジェンダ決定案では、企業結合以外での有形固定資産又は無形資産の項目の購入に対して行われる変動支払をどのように会計処理するのかに関する論点が扱われていた。

本アジェンダ決定案では、本論点は現行の IFRS の範囲内で IFRS-IC が対処するには範囲が広すぎることから、本論点を IFRS-IC のアジェンダに追加しないことが提案されていた。その背景として、変動支払のうち購入者の将来の活動に左右されるものを当該活動が実施されるまで負債として認識すべきなのかどうか、及び、この負債の当初測定をどのようにすべきなのかに関して、IFRS-IC が合意に至ることができなかったことが挙げられていた。また、一部の IFRS-IC メンバーは、すべての変動支払は負債の定義を満たし公正価値で当初認識と測定を行うべきであると考えた一方、他のメンバーは、購入者の将来の活動に左右される変動支払は当該活動が実施されるまでは購入者にとって負債の定義を満たさないと考えたとされていた。また、本アジェンダ決定案では、公開草案「リース」における提案の再審議の過程において、リースにおける将来の業績又は原資産の使用に連動した変動リース料が負債の定義を満たすのかどうかに関して、国際会計基準審議会（IASB）のメンバーの間で見解が分かれていたことにも着目されていた。

当委員会からのコメント・レターでは、本アジェンダ決定案に記載された理由により、本論点を IFRS-IC のアジェンダに追加しないとする点は支持している。しかし、当委員会は、変動支払による資産購入は一部の産業においては広く見られることを背景に、IASB が明確さと首尾一貫性の欠如に対処しないまま放置することは少なくとも望ましくないと考え、以下の提案をしている。

- IASB が、「概念フレームワーク」の見直しに係る現在進行中の審議において、負債の明確な定義と堅牢なガイダンスを開発するための作業を続けること（IASB が 2015 年に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」において提案した負債の定義とガイダンスは、本論点について結論を導くに足るほど十分に堅牢ではないため。）
- IASB が、「概念フレームワーク」の見直しに係るプロジェクトで得られた成果を基礎として、本論点について中長期的なプロジェクトとして取り組むこと
- IFRS-IC が、IASB に対しその旨を提言すること